事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害のリスク

三木町防災ハザードマップ(北部・南部)は下図のとおり。

(洪水:ハザードマップ)

・当町のハザードマップならびに香川県河川砂防課ホームページの「香川の河川」洪水浸水想定区域図等に、新川及び鴨部川が大雨により氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションしてまとめている。

さぬき市との町境を流れる鴨部川沿いの井戸地区では、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により鴨部川が氾濫した場合に想定される最大浸水は、0.5mから3m未満である。また、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、12時間から24時間未満と想定している。

一方、氷上地区では、新川水系新川において想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により新川が氾濫した場合に想定される最大浸水は、0.5mから3m未満である。また、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、6時間から12時間未満と想定している。

(土砂災害:ハザードマップ)

・当町は山々に囲まれた山間地域があるため、町内全域の山沿い地区の多くの箇所で香川 県が指定した「土砂災害警戒区域」があり、急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の危険 箇所に指定されている。

(地震のゆれ:ハザードマップ)

- ・南海トラフ地震は今後30年以内に70%~80%の発生確率と言われている。
- ・当町のハザードマップでは、三木町の大部分が震度6弱の揺れといわれており、建物全壊230棟、人的被害で死者10人の被害想定となっている。

【南海トラフを震源とする地震(最大クラス)及び長尾斯層を震源とする地震の町内の被害想定】

被害想定項目			想定地震	南海トラフ 最大クラス (L2)	長尾斯層
	震	度		6強	6強
建物被害 (全議)	冬	18時	(棟数)	230	170
人的被害 (死者数)	冬	深夜	(X)	10	10
人的被害 (負傷者数)	冬	深夜	(λ)	240	100
	1 1 40	断水人口	(1)	20,000	10,000
	上水道	断水率	(%)	75%	37%
	T-1-196	支障人口	(1)	340	240
ライフライン	下水道	支障率	(%)	7%	5%
被害	電力	停電件数	(軒)	15,000	5,600
100000		停電率	(%)	99%	38%
1	通信	不通回線数	(回線)	5, 700	2, 100
	(固定電話)	不通回線率	(%)	94%	35%
交通施設	道路	被害箇所	(箇所)	20	10
被害	鉄道	被害箇所	(簡所)	10	10
生活への	100 ESF ALC	避難所	(人)	350	150
影響	避難者	避難所外	(1)	230	100
その他の	災害!	克棄物等	(トン)	15, 000	4,000
被害	エレベー	ータの停止	(棟数)	20	20

(出典:三木町業務継続計画 三木町)

(ため池)

- ・当町には貯水量10万トンを超える14か所のため池が存在する。
- ・下図は南海トラフ地震によって町内の農業用ため池の堤防が決壊し、下流に貯水が瞬時 に流出した状況を想定している。
- ・ため池ハザードマップでは、特に山大寺池・奥ノ堂池・堀切池・鍛冶池・二股上池・二 股下池・男井間池・女井間池・下池・小川下池・二ツ池・蓮池・三ツ子石池・国下池・ 平木尾池が決壊した場合、各地区において広範囲が浸水想定区域に予想されている。
- ・それ以外の多くのため池についても、ため池の下流域で広範囲の浸水想定区域が予想されている。

(その他)

- ・当町においても、過去台風や豪雨による災害が発生している。
- ・平成16年の台風23号による豪雨災害では、各地で多くの被害が発生した。三木町で も床上浸水、床下浸水、土石流入、土石流による土砂災害など多数の災害が発生してい る。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数:857者(平成28年経済センサス)・小規模事業者数:676者("

当会管内商工事業者・小規模事業者の規模 (平成28年経済センサスより)

			平成 28 年	Ē	
	商工業者数	構成比(%)	小規模事 業者数	備考	
建設業	121	14. 1	114	町内全体に分布	
製造業	115	13. 4	91	県道 13 号線に主に立地	
卸・小売業	225	26. 3	149	コトデン沿線に立地	
飲食·宿泊業	83	9. 7	60	新川の沿岸並びにコトデン 沿線に立地	
サービス業 その他	313	36. 5	262	コトデン沿線に立地	
<u>計</u>	<u>857</u>	<u>100. 0</u>	<u>676</u>		

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・地域防災計画の策定
- ・自主防災組織への育成補助金の交付(三木町防災士育成事業補助金・自主防災力レベルアップ講習会)
- ・自主防災組織による防災訓練の実施
- ・全国土砂災害一斉訓練の実施
- ・香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・次に挙げる防災備品の備蓄

(出展:三木町 HP 防災倉庫設置 MAP)

https://www.town.miki.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=1523

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPの策定支援
- 事業継続力強化計画の策定支援
- ・次に挙げる防災備品を備蓄

衣類	手動式携帯電話充 電器	模造紙	ラップ
防寒具	洗面用具	筆記用具・ノート	ホイッスル (笛)
作業用ゴム手袋	マスク	救急セット	マッチ・ライター
軍手	スリッパ	防寒ブランケット	保存食(3日分)
雨具	ランプ・ランタン	食品加熱袋	飲料水(3日分)
懐中電灯・電池	ポリ袋	非常用給水バッグ	簡易食器
手動充電式ライト	非常用簡易トイレ	ティッシュ	防虫スプレー
手動充電式ラジ オ	ガムテープ	カイロ	

Ⅱ 課題

- 1.「三木町地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当町との間で細かな対応方針等の協議はなされていない。
 - ① 被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋の協力などの処理すべき事務や業務の具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- 2. 平時・緊急時の対応を推進する専門的ノウハウ・知識を有している人員がいない。
 - ①保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
 - ②BCP 策定支援の実績ならびに専門的支援を実施する人的資源が不足している。

Ⅲ 目標

- 1. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- 2. 地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 3. 発災時における連絡体制を円滑に行うために、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 4. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 5. 緊急時の対応を推進する専門的ノウハウ・知識を有する人材の育成を実施する。



・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・「三木町地域防災計画」及び「三木町商工会事業継続計画」について、本計画との整合 性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損 害保険・共済加入等)について説明する。
- ・当会の会報やホームページ、町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、 損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政 の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会は、令和2年1月に事業継続計画を作成(別添参照)。

3) 関係団体等との連携

No.	機関名		
1	香川県商工会連合会		
2	(公財)かがわ産業支援財団		
3	香川県火災共済協同組合		
	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社		
4	東京海上日動火災保険株式会社		
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		
⑤	香川県信用保証協会		
6	香川県よろず支援拠点		
7	株式会社日本政策金融公庫高松支店		

- ・①・②及び⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家や③・④から担当者等の派遣を受けて、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) や事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・①・②及び⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家や③・④から担当者等の派遣を 受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・③・④から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言ができるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要 に対して、⑦と連携した融資斡旋等を行う。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要 に対して、⑤と連携した信用保証等の手続き支援を行う。
- ・各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共済を行う。
- ・各関係団体と連携して、本事業に関する国や県、当町の補助事業や制度融資のほか、 各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報収集・提供を行う。
- ・各関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・連絡会(構成員:当町、当会、学識経験者)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱(当町の予測最大震度)の地震)が発生したと仮定し、当町との 連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

(災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認し、当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 たとえば、職員自身の目視で命の危険を感じるほどの降雨状況の場合は、出勤せず、 職員自身がまず安全を確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

X L / M / Y L / M / Y L / M / Y L / M / Y L / M / Y L / M / Y L / M / Y L / M / M / M / M / M / M / M / M / M /				
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラス			
	が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。			
	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全			
	壊・半壊」等、大きな被害が発生している。			
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もし			
	くは、交通網が遮断されており、確認ができない。			
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが			
	割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。			
	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の			
	全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。			
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。			

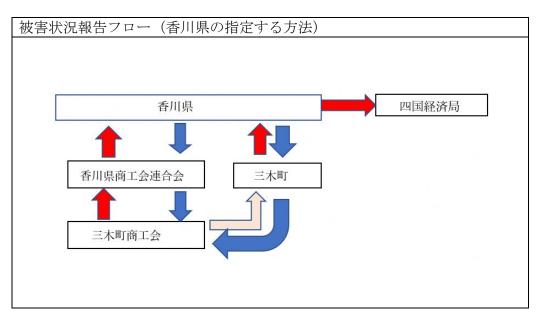
[※]連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

□ 発災後~1週間	1日に4回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、 あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマット にて当会(香川県商工会連合会経由)又は当町より香川県へ報告する。





< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町産業振興課と相談する(当会は、国の依頼を受けた 場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や香川県、当町等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被 災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携し

て、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

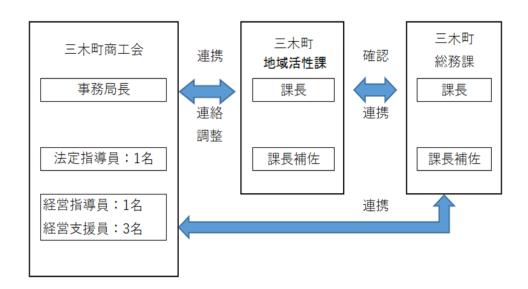
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2020年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岡村 公一(連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①商工会/商工会議所

〒761-0703

香川県木田郡三木町大字鹿伏 220-5

三木町商工会

T_{EL}:087-898-0507 / FAX:087-898-8282 E-mail: miki@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

〒761−0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町 地域活性課

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5年度	R 6年度
必要な資金の額	850	850	850	850	850
•専門家派遣費	500	500	500	500	500
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
•協議会運営費	100	100	100	100	100

調達方法

会費、香川県交付金、三木町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

No. 名 称 住 所 ① 香川県商工会連合会 〒760-0066 香川県高松市福岡町 2-2-2-2-1	代表者 会長 篠原 公七 -2-301
香川県高松市福岡町	篠原 公七
	1,1,1,1,1
2-2-	-2-301
② 公益財団法人かがわ産業支援財団 〒761-0301	理事長
香川県高松市林町221	7-15 安松 延朗
香川産業頭脳化センタービ	ν2F
③ 香川県火災共済協同組合 〒760-0066	理事長
香川県高松市福岡町	篠原 公七
2-2-	-2-501
④ 全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社	·
東京海上日動火災保険株式会社 〒100-8050	取締役社長
(東京海上日動火災保険株式会 東京都千代田区丸の内	月1-2-1 広瀬 伸一
社高松支店) (〒760-8527	(支店長
香川県高松市古新町	「3-1) 小西 孝久)
あいおいニッセイ同和損害保険 〒150-8488	取締役社長
株式会社 東京都渋谷区恵比寿1-	-28-1 金杉 恭三
(あいおいニッセイ同和損害保 (〒760-0042	(支店長
険株式会社高松支店) 香川県高松市大工町	丁1-1 平池 直彦)
あいおいニッセイ	司和損
保高松大工町ビル5	谐)
⑤ 香川県信用保証協会 〒760-8661	会長 天雲 俊夫
高松市福岡町二丁目	2番2-
101号(香川県産業会)	館内)

連携して実施する事業の内容

- 1. 事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- 2. 地区内小規模事業者に対して本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- 3. 小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- 4. 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続支援を行う。
- 5. 本事業に関するセミナー等の共済を行う。
- 6. 小規模事業者に有益な情報の収集と提供を行う。
- 7. 普及啓発ポスター、チラシ等の配布依頼を行う。

連携して事業を実施する者の役割

- 1. ①・②から中小企業診断士・防災士等の専門家や③・④から担当者等の派遣を受けて、 事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) や事業継続力強化計画の策定を支援することで、実効性の高い計画策定が期待できる。
- 2. ①・②から中小企業診断士・防災士等の専門家や③・④から担当者等の派遣を受けて、 会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催することで、 事業者の事業継続等の知識・意識の向上が期待できる。
- 3. ③④から担当者等の派遣を受けて、職員を対象に保険・共済制度の勉強会を開催することで、小規模事業者からの相談に的確な対応が可能となる。
- 4. 小規模事業者の事前災害対策を目的として、⑤と連携して信用保証等の手続き支援を行う。
- 5. 各連携機関が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行うことで、幅広く情報提供が可能となる。
- 6. 各連携機関と連携して、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行うことで、幅広く情報提供が可能となる。
- 7. 各連携機関へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行うことで、幅広く情報提供が可能となる。

